

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	

2. 指名停止措置期間 令和 8年3月23日 ～ 令和 8年6月22日 (3箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

新明和工業(株)は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、第4条第3項、及び別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程>

措 置 要 件	期 間
(指名停止の期間の特例) 第4条 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。 <別表第2> (独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。 ※ 前項とは、市工事等に関し、独占禁止法違反行為を行った場合をいう。	当該認定をした日から6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)